

広島県告示第九百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年一月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

| 区 間 | | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---|---|--------|-----------------|--|----|
| 呉市安浦町中央北二丁目一〇二〇番一四地先から 呉市安浦町中央北二丁目一〇一六番一地先まで | 新 | 一三・〇〇〇 | 七〇・〇〇 | 幅員減少 不用物件延 長三・五〇 メートル 不用物件延 長六〇・〇 メートル | |
| | 旧 | 一六・〇〇〇 | 七〇・〇〇 | | |
| 呉市安浦町中央北二丁目一〇〇八番九地先から 呉市安浦町中央北二丁目一〇〇三番一地先まで | 新 | 一六・〇〇〇 | 一三・〇〇 | 幅員減少 不用物件延 長三・五〇 メートル | |
| | 旧 | 一六・〇〇〇 | 一三・〇〇 | | |
| 呉市安浦町中央北二丁目一〇一四番六地先まで | 新 | 一三・〇〇〇 | 一三・五〇 | 幅員減少 不用物件延 長三・五〇 メートル | |
| | 旧 | 一六・〇〇〇 | 一三・五〇 | | |

| | | | | | |
|--|------------------|--|------------------|---|------------------|
| 呉市安浦町中央北一丁目一〇〇九番一三地先 から 呉市安浦町中央北一丁目一〇〇九番一一地先 まで | | 呉市安浦町中央北一丁目一〇〇九番一九地先 から 呉市安浦町中央北一丁目一〇〇七番一一地先 まで | | 呉市安浦町中央北一丁目一〇〇七番一一地先か ら 呉市安浦町大字三津口字長尾谷二一四番一地 先まで | |
| 新 | 旧 | 新 | 旧 | 新 | 旧 |
| 一六・〇〇〇 一〇・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 一六・八一〇 | 一六・〇〇〇 一四・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 一六・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 一三・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 一六・〇〇〇 |
| 二七・〇〇〇 | 二七・〇〇〇 | 四五・〇〇〇 | 四五・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 |
| 拡幅 | | 拡幅 | | 拡幅 | |